

●落札者決定基準（施工計画を求める場合）の評価項目と加算点

【工事名：塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事】

分類		評価(審査)項目		評価(審査)内容		評価(審査)基準			配 点		
施工計画		安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応の適切性 (評価項目に付き提案箇所各々1提案までとし、それ以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする)	a. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	2点／1提案		Max 4点				
		b. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1点／1提案								
				c. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られているが、上記a. bに該当しない	0						
施工管理		施工管理	施工上留意すべき事項の適切性 (評価項目に付き最大2提案までとし、3提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする)	a. 施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	2点／1提案		Max 4点				
		b. 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1点／1提案								
				c. 施工管理方法が適切であるが、上記a. bに該当しない	0						
技術提案書	企業の実績等	企業の実績	工事成績評定点(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注5)	過去2年間に元請(JVの構成員として請け負った工事を含む)として完成・引渡が完了した上牧町発注工事の工事成績評定点の平均値(注1)(注2)	a. 75点以上		—				
					b. 70点以上 75点未満		—				
					c. 65点以上 70点未満		—				
					d. 60点以上 65点未満		—				
					e. 60点未満		—				
					f. 過去2年間の各年度の平均値が2年連続して60点未満の場合		—				
		表彰	過去5年間に於ける国土交通省近畿地方整備局又は奈良県の一般土木工事等に対する表彰(注1)(注6)	a. 下記の表彰がある(各表彰1件当たり1点とする) ○国土交通省近畿地方整備局の表彰 ・優良工事等施工者(工事請負業者)表彰(局長、事務所長) ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(イメージアップ)表彰 ・公共構造物品質コンテスト表彰		Max2点					
				b. 上記に該当しない		0					
		ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得		a. 本工事の公告(指名)日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署すべてISO9000シリーズかつISO14000認証を取得している		2点					
				b. 本工事の公告(指名)日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署すべてISO9000シリーズ又はISO14000認証を取得している		1点					
				c. 上記に該当しない		0					
		配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績	過去15年間に元請(JVの構成員として請け負った工事を含む)として完成・引渡が完了した同種工事についての監理技術者・主任技術者・現場代理人としての施工経験(注1)(注3)(注5)	a. 監理技術者・主任技術者として、国、奈良県又は上牧町が発注した同種工事の完成・引渡が完了した		2点					
				b. 監理技術者・主任技術者として、特殊法人等、公共法人又は地方公共団体(奈良県、上牧町を除く)が発注した同種工事の完成・引渡が完了した		1点					
				c. 現場代理人(現場代理人で配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限る)として、国、特殊法人等、公共法人又は地方公共団体(奈良県、上牧町を含む)が発注した同種工事の完成・引渡が完了したただし、配置期間は工期全体の1/2以上とする		1点					
d. 上記に該当しない				0							
地域精通度	本店の所在地	a. 奈良県内に本店がある		1点							
		b. 上記に該当しない		0							
	過去15年間に元請(JVの構成員として請け負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、地域内工事の実績(注1)	a. 国、奈良県又は上牧町が発注した工事で、上牧町内の工事実績がある		1点							
b. 上記aに該当しない		0									
社会・地域貢献	災害協定の締結	a. 本工事の公告(指名)日時点において、国、奈良県又は上牧町と災害協定を締結していることが確認できる		1点							
		b. 上記に該当しない		0							
加 算 点 合 計										17点満点	

(注1) ◎過去2年間とは、令和5年4月1日～令和7年3月31日までとする。 ◎過去3年間とは、令和4年4月1日～令和7年3月31日までとする。
◎過去5年間とは、令和2年4月1日～令和7年3月31日までとする。 ◎過去15年間とは、平成22年4月1日～令和7年3月31日までとする。

(注2) 本工事において、工事成績評定点は評価の対象としない。

(注3) 同種工事の実績要件は、当該工事の入札公告第6の1の(2)に定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。現場代理人としての施工経験において、「監理技術者の資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。同種工事の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助者制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければなりません。ただし、専任補助者制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

(注4) JVの場合で出資比率による加重平均で採点する場合は、小数点以下第2位まで計算するものとする(小数点以下第3位を四捨五入する)。

(注5) ・「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条及び同施行令第1条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る。)
・「公共法人」とは、法人税法第2条第5号に規定する別表第一に掲げる法人とする。

(注6) ・一般土木工事等とは、舗装工事・PC橋上部工事・鋼橋上部工事・塗装工事・水門工事・建築工事・設備工事(土設備・建築設備・下水道設備)・解体工事(令和元年6月1日以降)以外のすべての工事とする。

【ご注意】

技術提案書の提出書類について、工事名が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。